

消 防 消 第 6 号
平成28年1月15日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

消防長の階級に関する調査及び消防長及び消防署長の資格を定める
条例に関する調査の結果について（通知）

標記の件について、「消防長の階級に関する調査及び消防長及び消防署長の資格を定める条例に関する調査について」（平成27年4月23日消防消第85号）により調査を行った結果、消防長及び消防署長の資格を定める条例については、全ての市町村等において制定済みでしたが、消防長の階級について、消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号。以下「基準」という。）に定める階級より上位の階級を使用している消防本部等（以下「基準に適合していない消防本部」という。）が見受けられました。

消防組織法第16条第2項において、消防吏員の階級は、消防庁の定める基準に従い市町村の規則で定めることとされており、基準に則らない階級を採用することは、法の趣旨に反することになります。

したがって、基準に適合していない消防本部においては、規則改正等により基準への適合に向けた対応が必要となります。

また、現在、基準に適合している消防本部につきましては、今後新たに不適合となることのないよう、適切な対応をお願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、この旨を周知するとともに、基準に適合していない消防本部に対しては、必要に応じて消防組織法第38条に基づく助言をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当
消防・救急課教養係 大河内・日影
T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 2
E-mail : shokuin@soumu.go.jp